


中高一貫教育校における異年齢集団の活動や 教職員の負担への対応等について



平成23年3月

制度創設時の考え方

21世紀を展望した我が国の教育の在り方について<要約>

(平成9年6月 中央教育審議会第二次答申)

第3章 中高一貫教育

(1) 中高一貫教育の意義と選択的導入

これまでになされた提言やそれに基づく調査研究、あるいは国公立での中高一貫教育の状況を踏まえると、中高一貫教育については、次のような特色があると考えられる。まず、中高一貫教育の利点としては、(a) 高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりのある安定的な学校生活を送れること、(中略)、(d) 中学1年生から高校3年生までの異年齢集団による活動が行えることにより、社会性や豊かな人間性をより育成できることなどが挙げられる。一方、問題点としては、(中略)、(d) 心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため学校運営に困難が生じる場合があること、(e) 生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるおそれがあること、などが挙げられる。

(中略)

一方、現行制度の利点と意義はどうであろうか。(中略)さらに、中学校及び高等学校のそれぞれの段階で、できるだけ多くの友達と様々な交流をすることを通じて、人間的成長の契機としたいと考える子どもたちや保護者が大勢いるということにも留意しなければならない。

(2) 中高一貫教育の導入の具体的な在り方

(中略)

次に、高等学校段階に進む時点での入退学については、どのように考えるべきであろうか。中高一貫教育を導入する場合、中高一貫教育が6年間一貫した教育を通じて、様々な利点を生じるものである以上、子どもたちがそうした教育を行う学校に引き続き在籍することが基本となることは言うまでもない。しかしながら、高等学校教育全体を柔らかなシステムにするという観点から、高等学校段階に進む時点での入退学について所要の配慮を行うことが大切である。すなわち、進路変更を希望する生徒に対しては、他の高等学校への進学などに必要な配慮をしたり、学校を活性化する観点からもある程度の数の者を高等学校段階で入学を認めることは、十分考慮する必要がある。なお、9年間の義務教育制度を前提として中高一貫教育を導入することからも、6年制の学校の場合、第3年次修了者が、中学校を卒業した者と同等に扱われるべきことは当然である。

こうしたことのほか、中高一貫教育の導入に当たっては、幾つかの配慮すべき点がある。先に中高一貫教育の問題点として、生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるおそれがあることを指摘したところであるが、この問題を和らげる上でも、途中で転学を希望する生徒に対して、十分に配慮をしていくことが求められる。また、こうした問題とともに、心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため学校運営に困難が生じる場合がある旨も指摘したが、これらの問題をできるだけ解決するため、日常の指導や学校運営に当たっても、中学校・高等学校の両段階を通じて教員が緊密に連携し、きめ細かな配慮をしていくことが必要である。その際、特に、生徒の発達段階の差異に応じた指導を行うこととともに、社会性や豊かな人間性の育成といった意義を持つ生徒の異年齢集団による活動を展開するに当たっては、様々な工夫を凝らしていくことが求められる。

現状(実態調査(結果))

中高一貫教育に関する実態調査(結果)

調査対象・項目

【調査対象】

全国の中高一貫教育校(中等教育学校・併設型・連携型)、都道府県・市町村教育委員会

【調査項目】

- 1 中高一貫教育の導入に係る経緯
- 2 教育課程の内容
- 3 教育活動の状況
- 4 入学者選抜の状況
- 5 教育委員会からの回答

【調査時期】

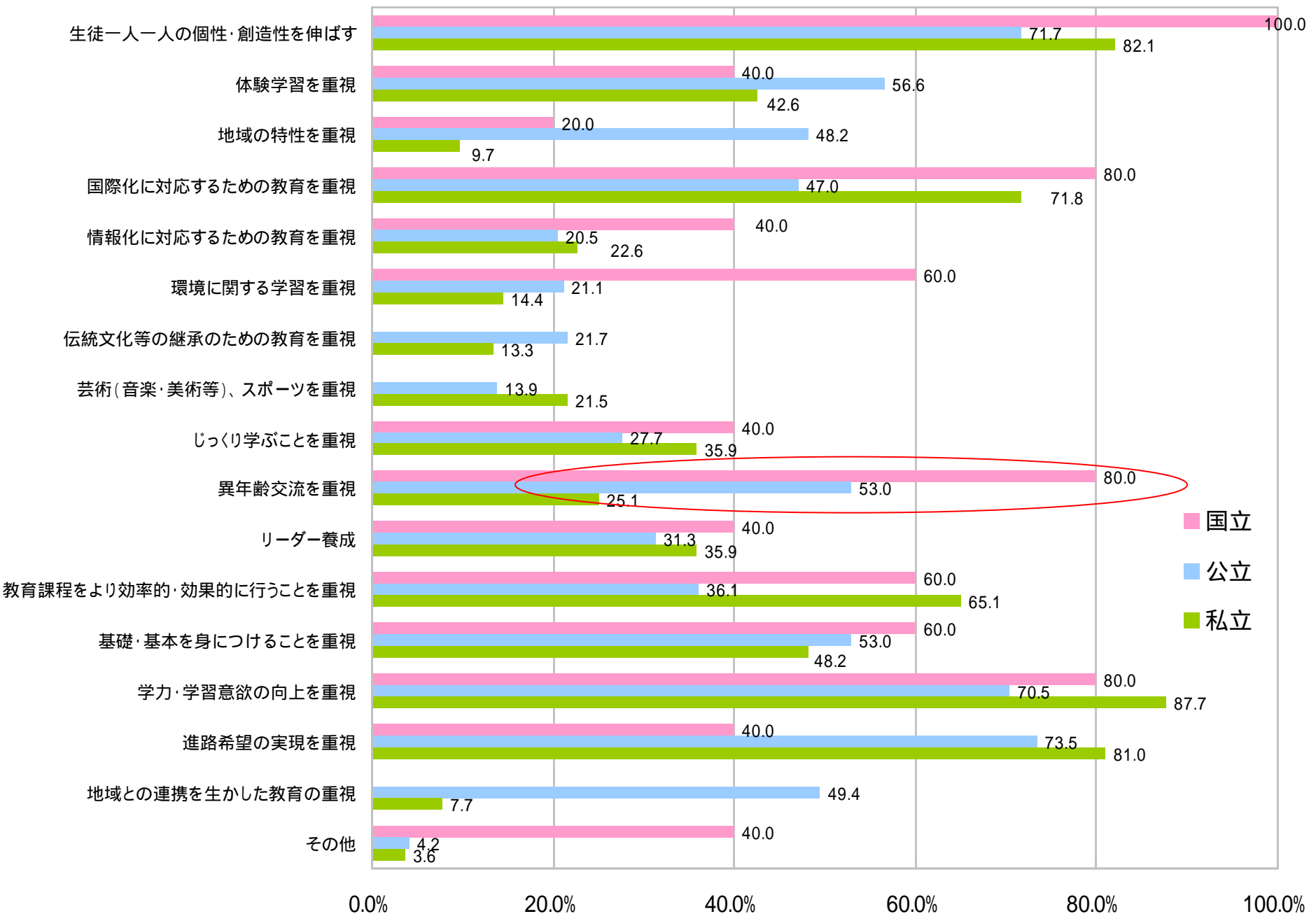
平成22年3月

【回収率】

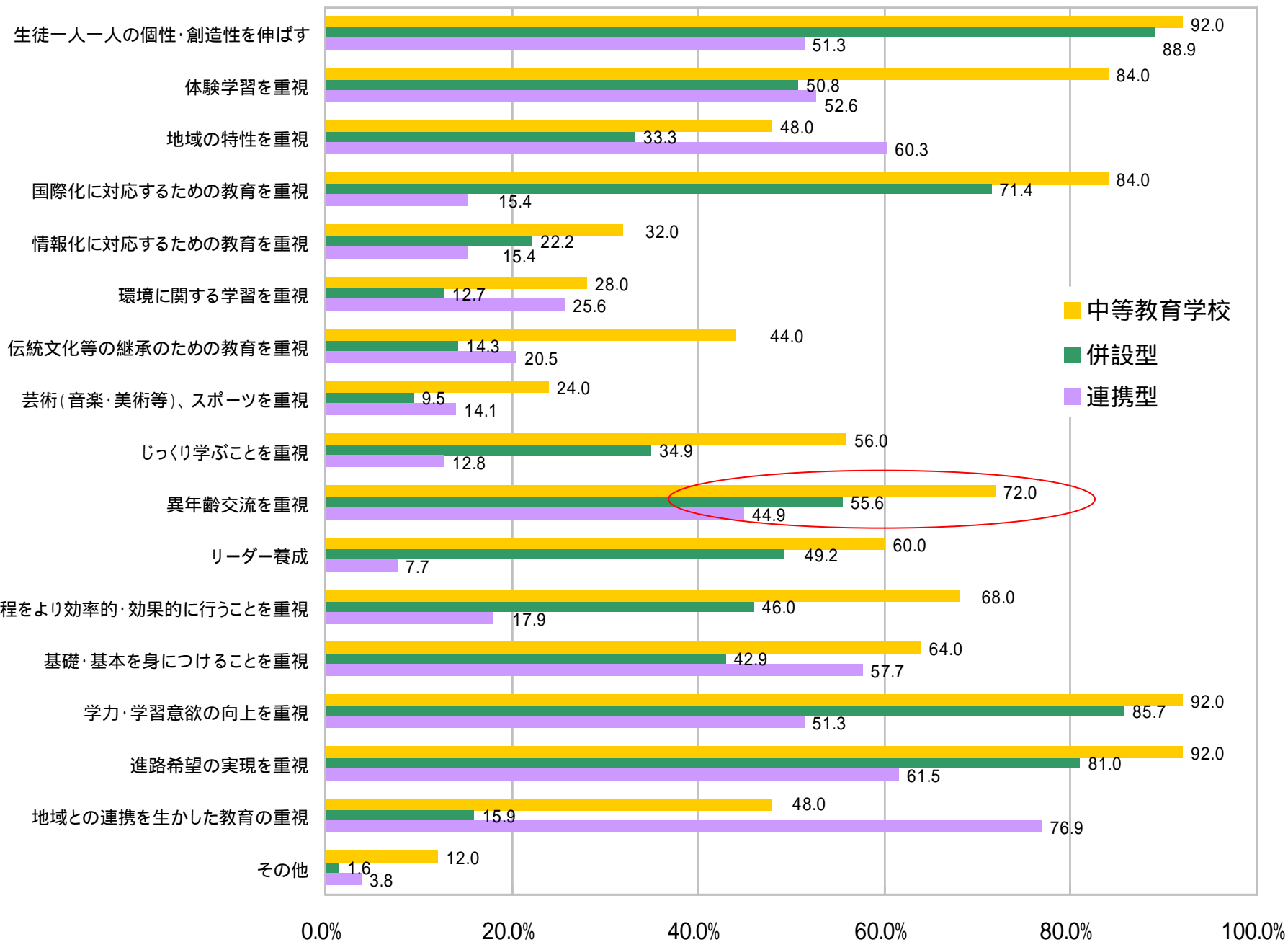
99% 366校(平成21年度設置数 370校)

1. 中高一貫教育の導入に係る経緯等

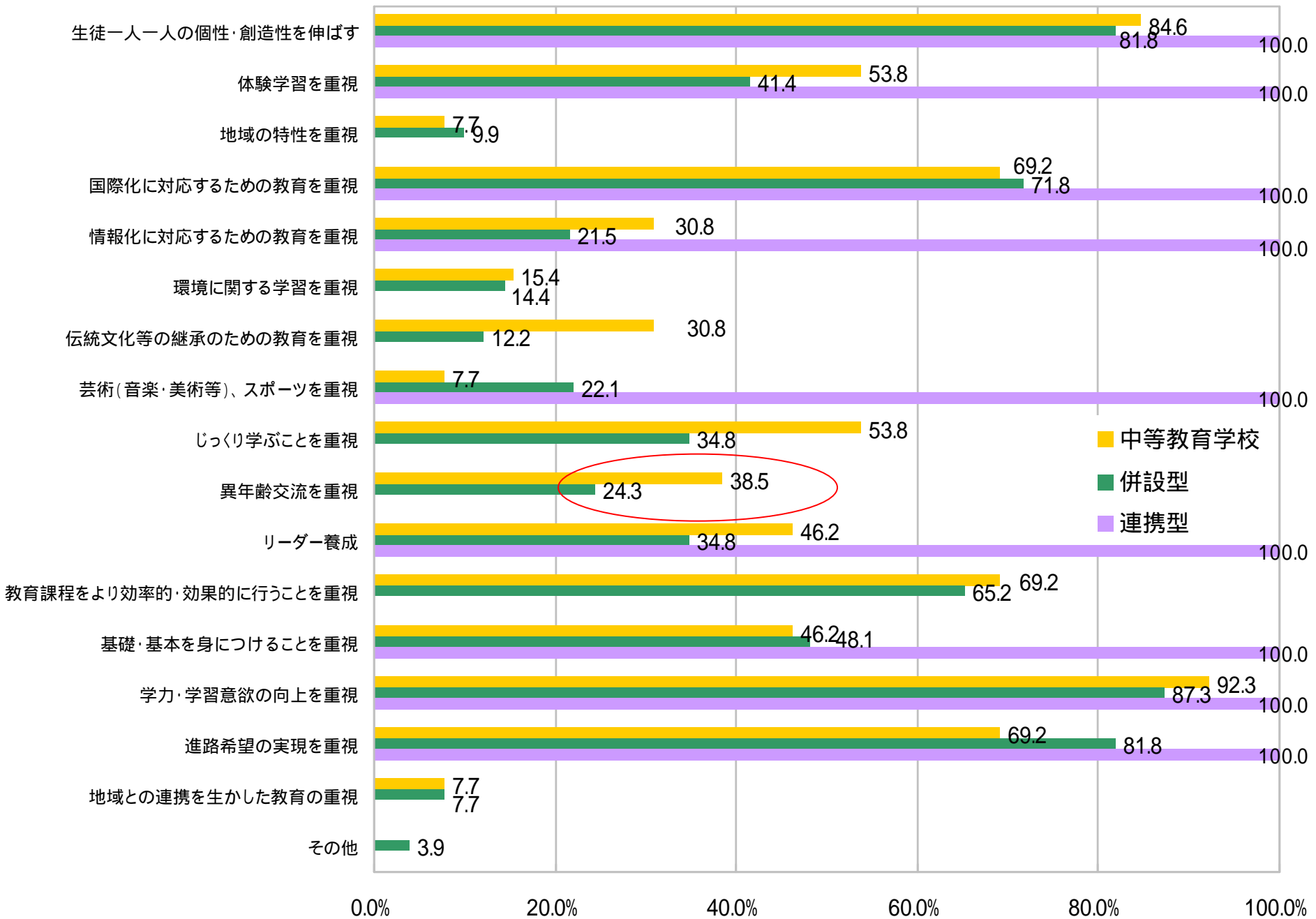
(1) 教育活動の特色について(国公私別)



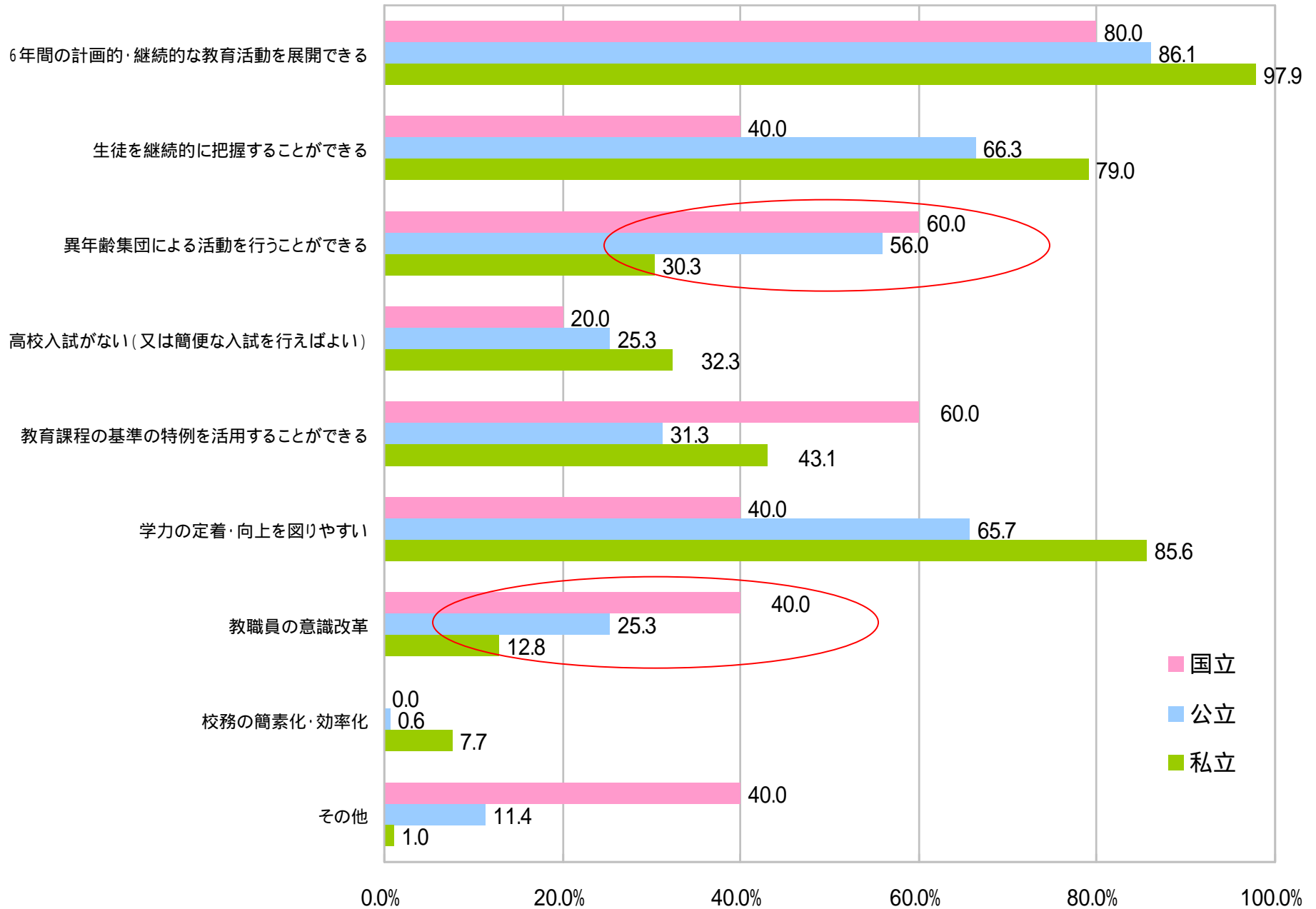
(1) 教育活動の特色について(公立)



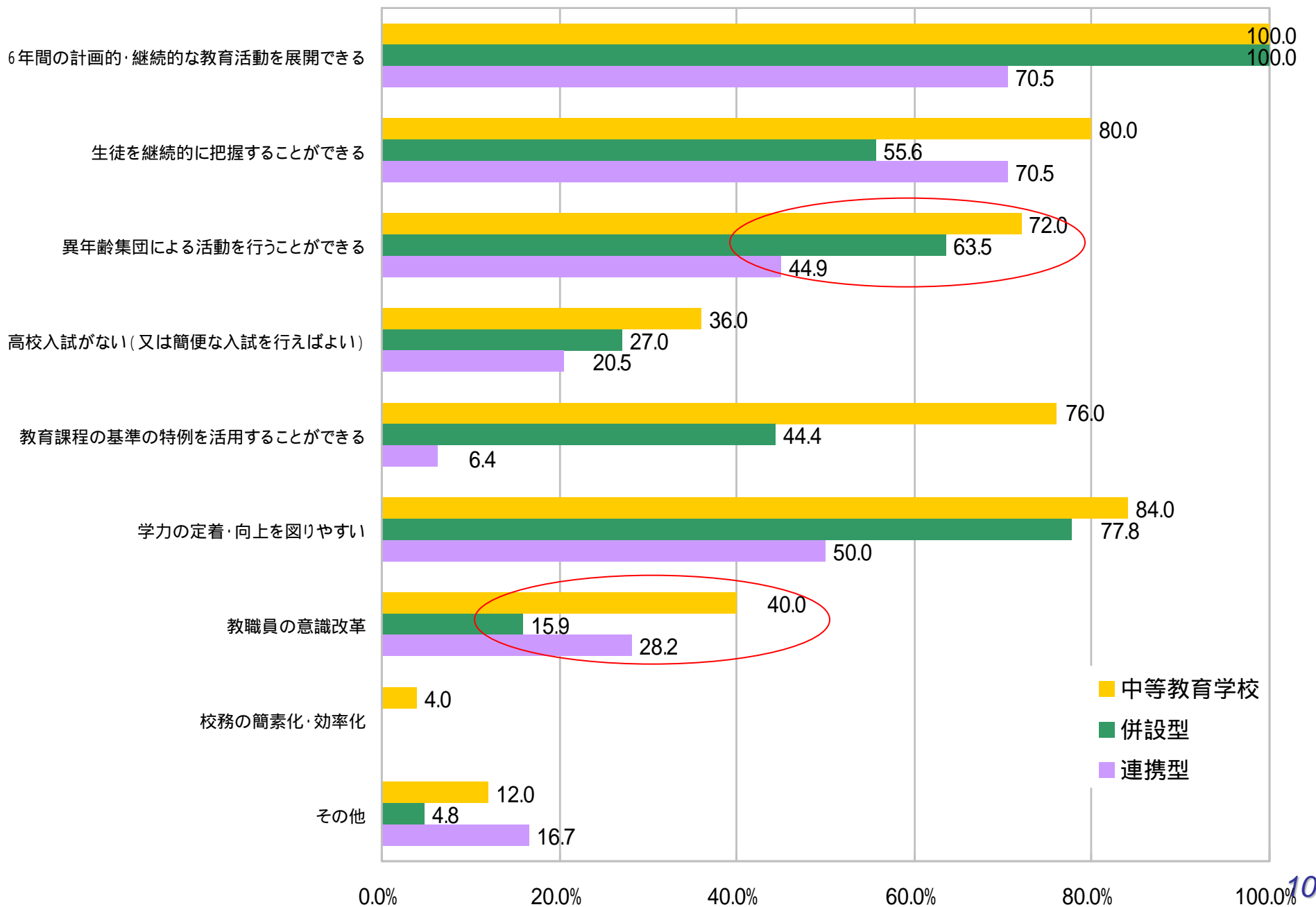
(1) 教育活動の特色について(私立)



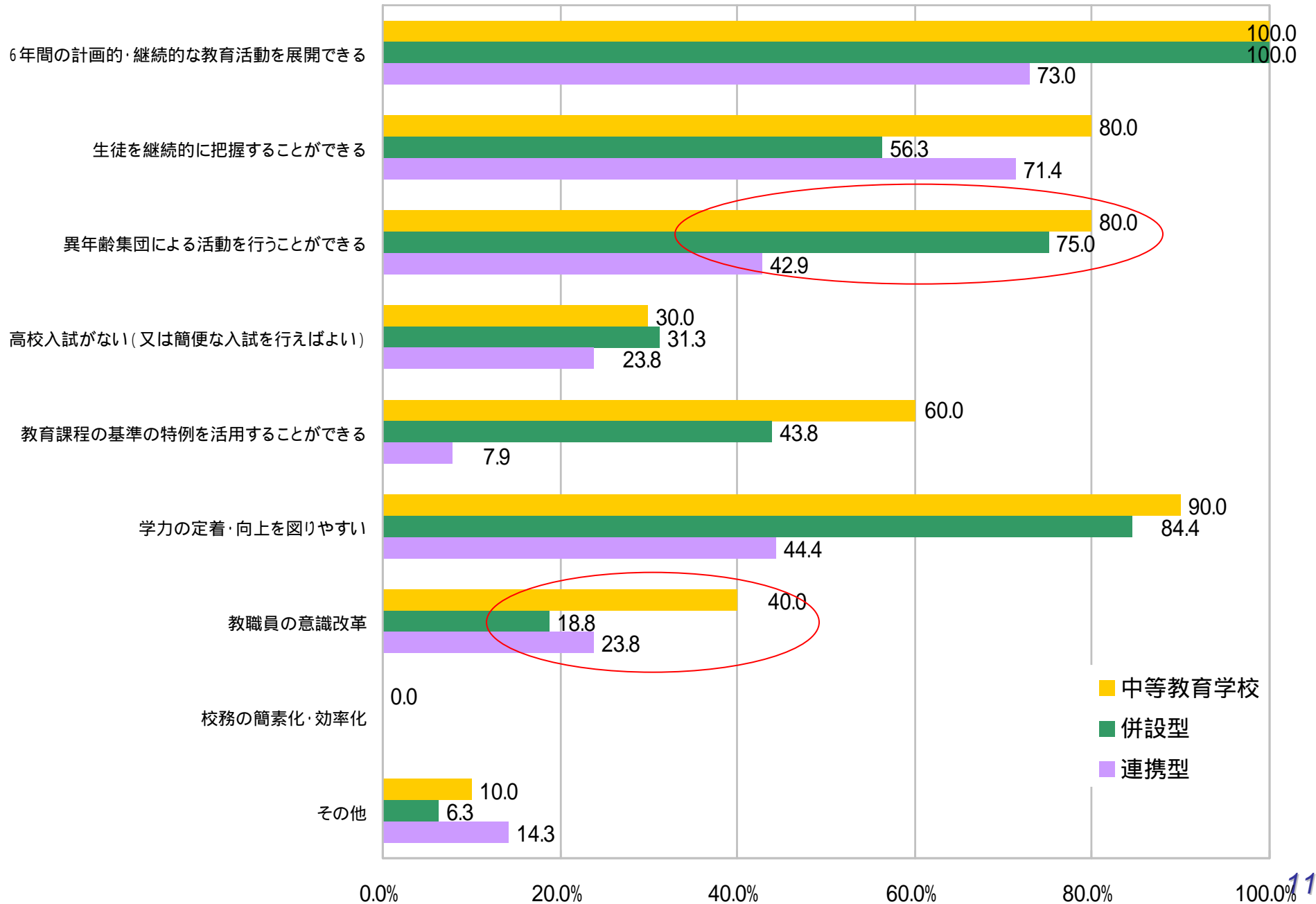
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(国公私別)



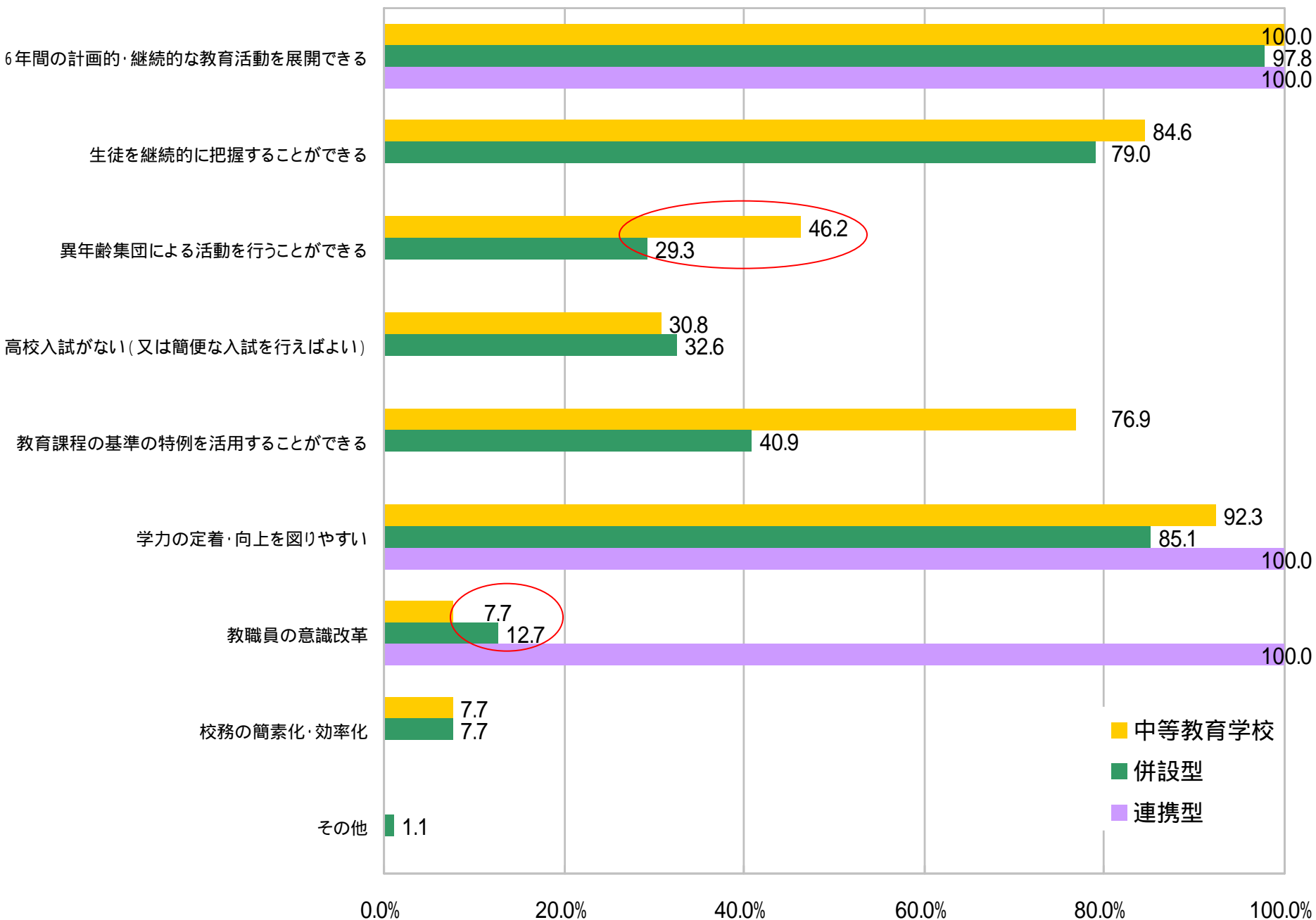
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(公立)



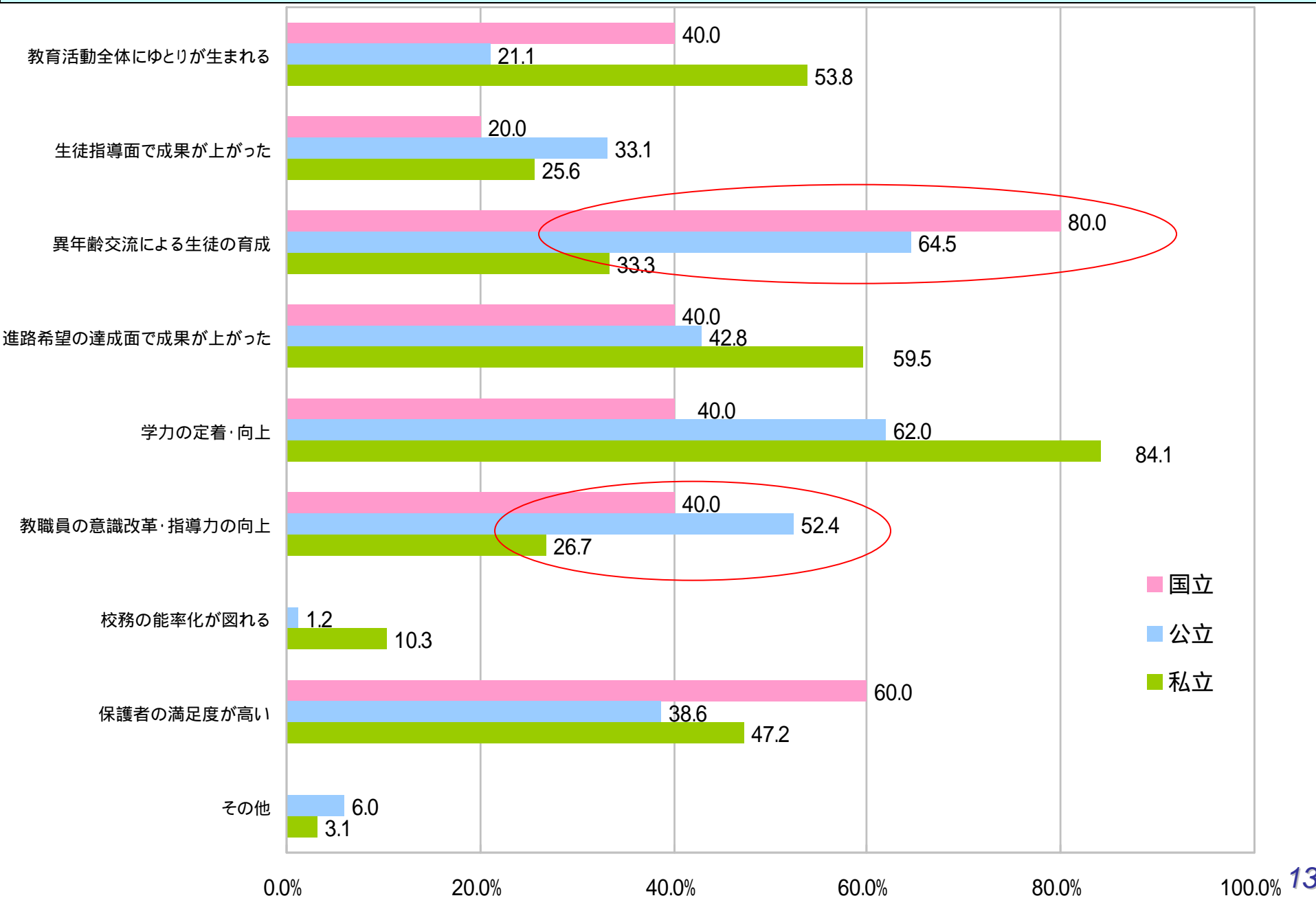
(2) 中高一貫教育を導入したねらい(公立(平成11～16年度設置校抽出))



(2) 中高一貫教育を導入したねらい(私立)



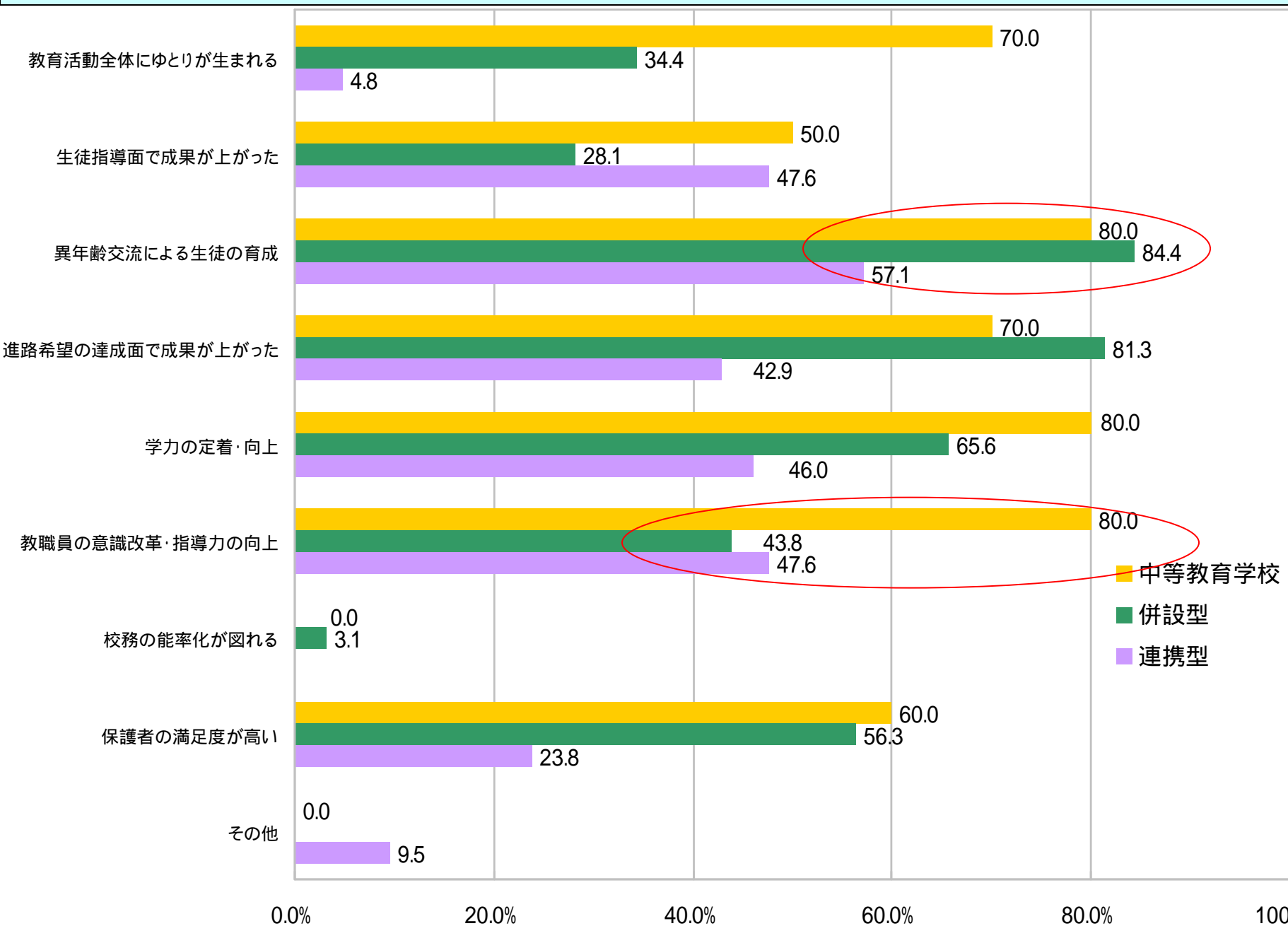
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(国公私別)



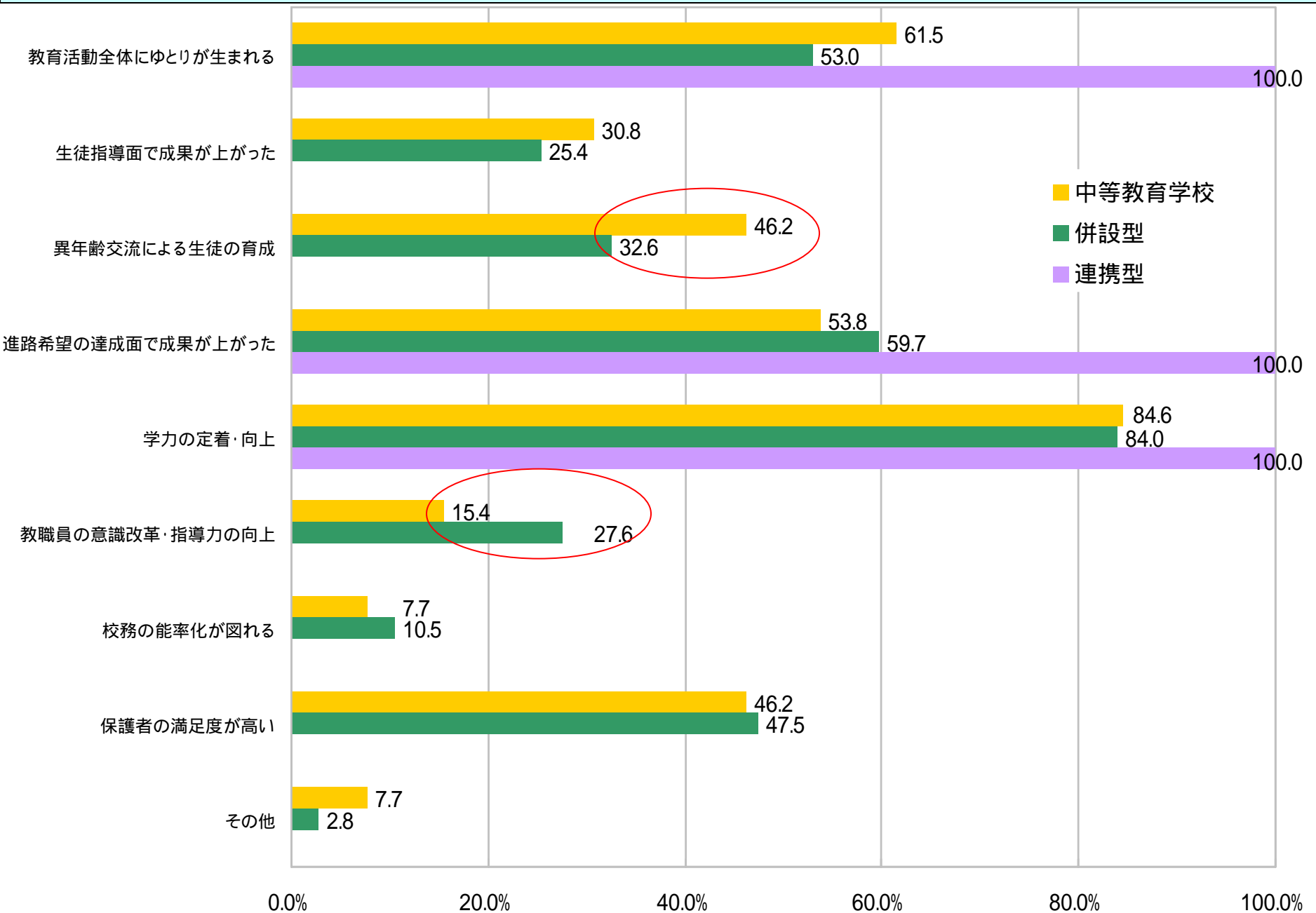
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立)



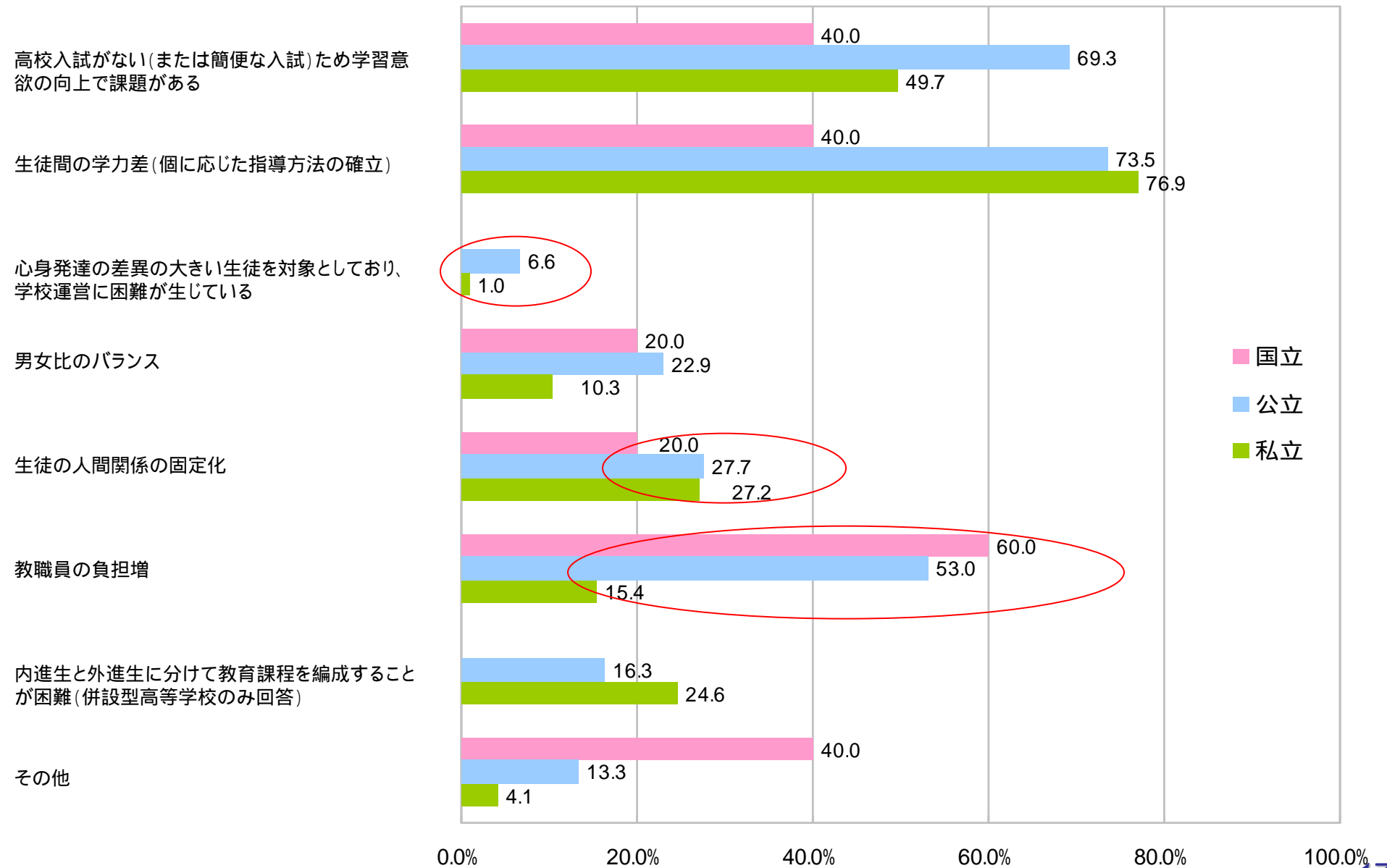
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(公立(平成11～16年度設置校抽出))



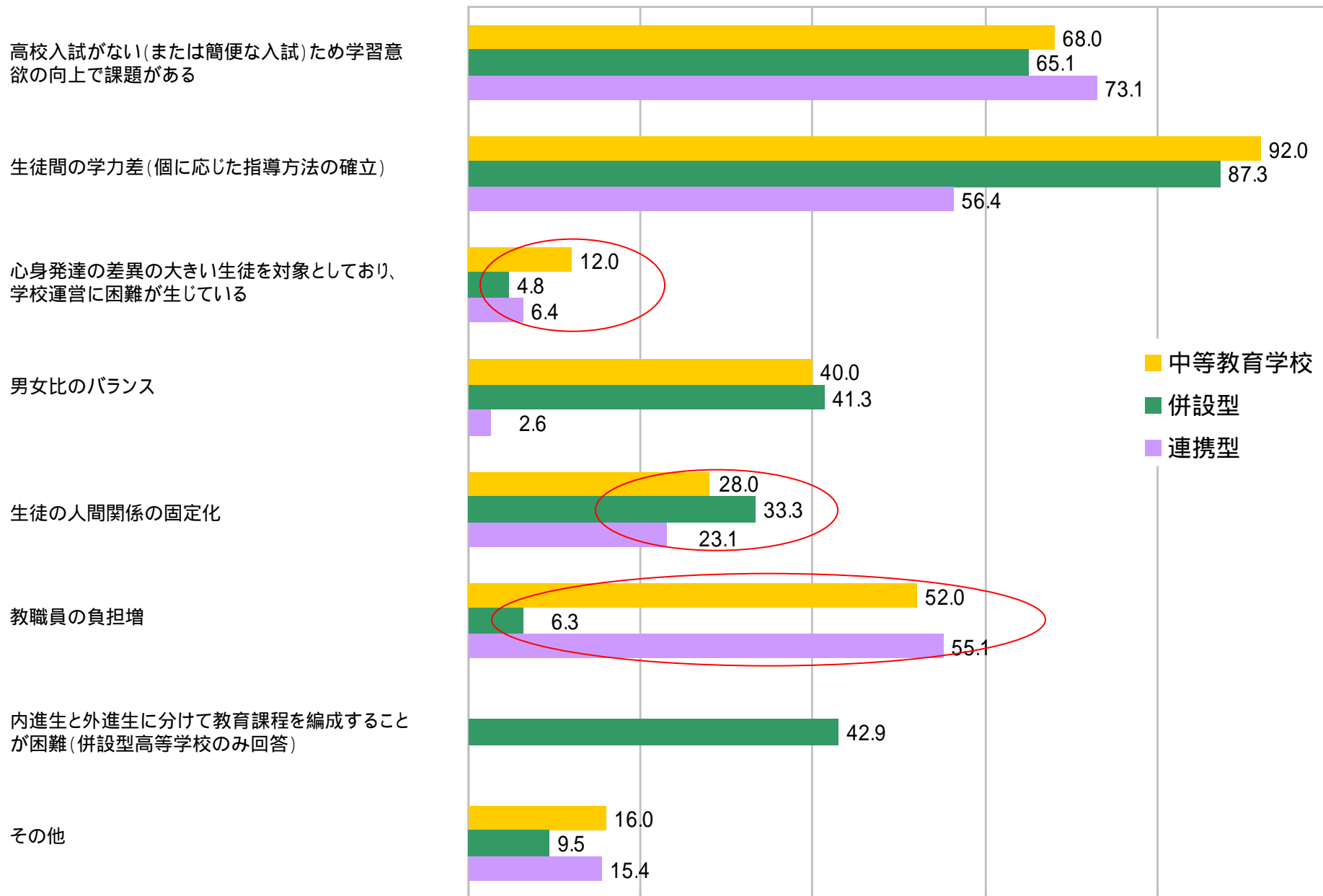
(3) 中高一貫教育を導入したことによる成果(私立)



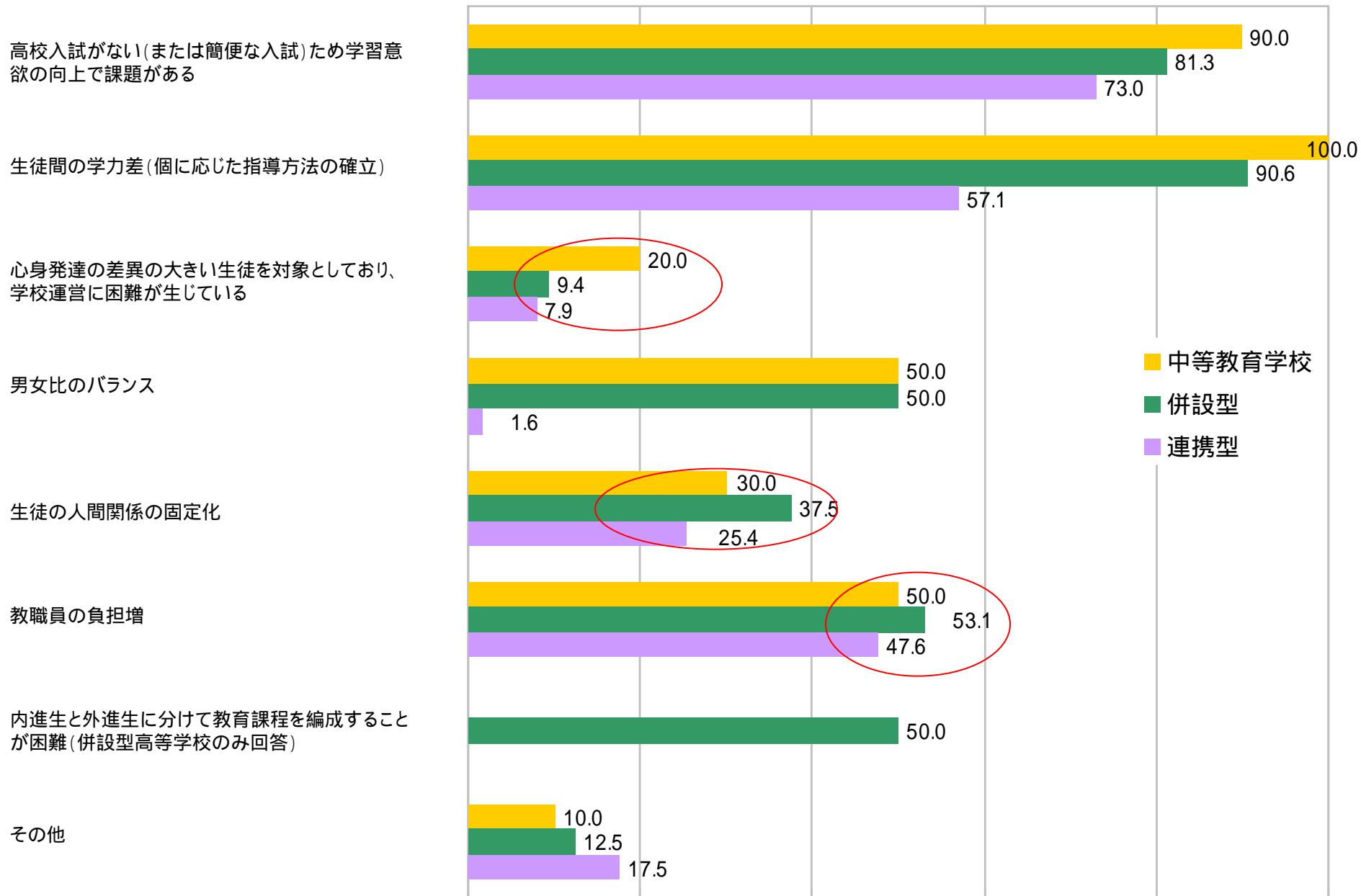
(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(国公私別)



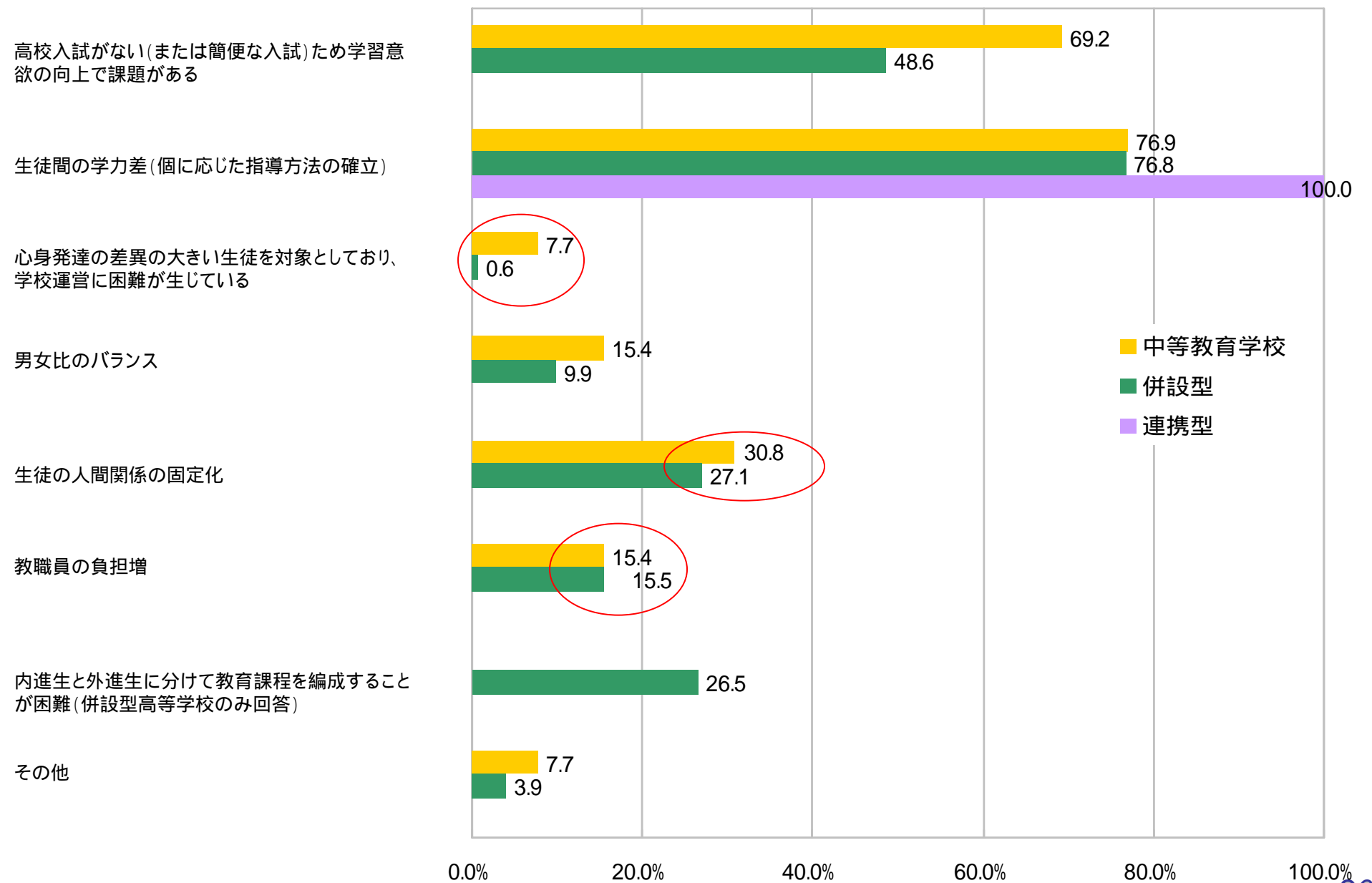
(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立)



(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(公立(平成11~16年度設置校抽出))

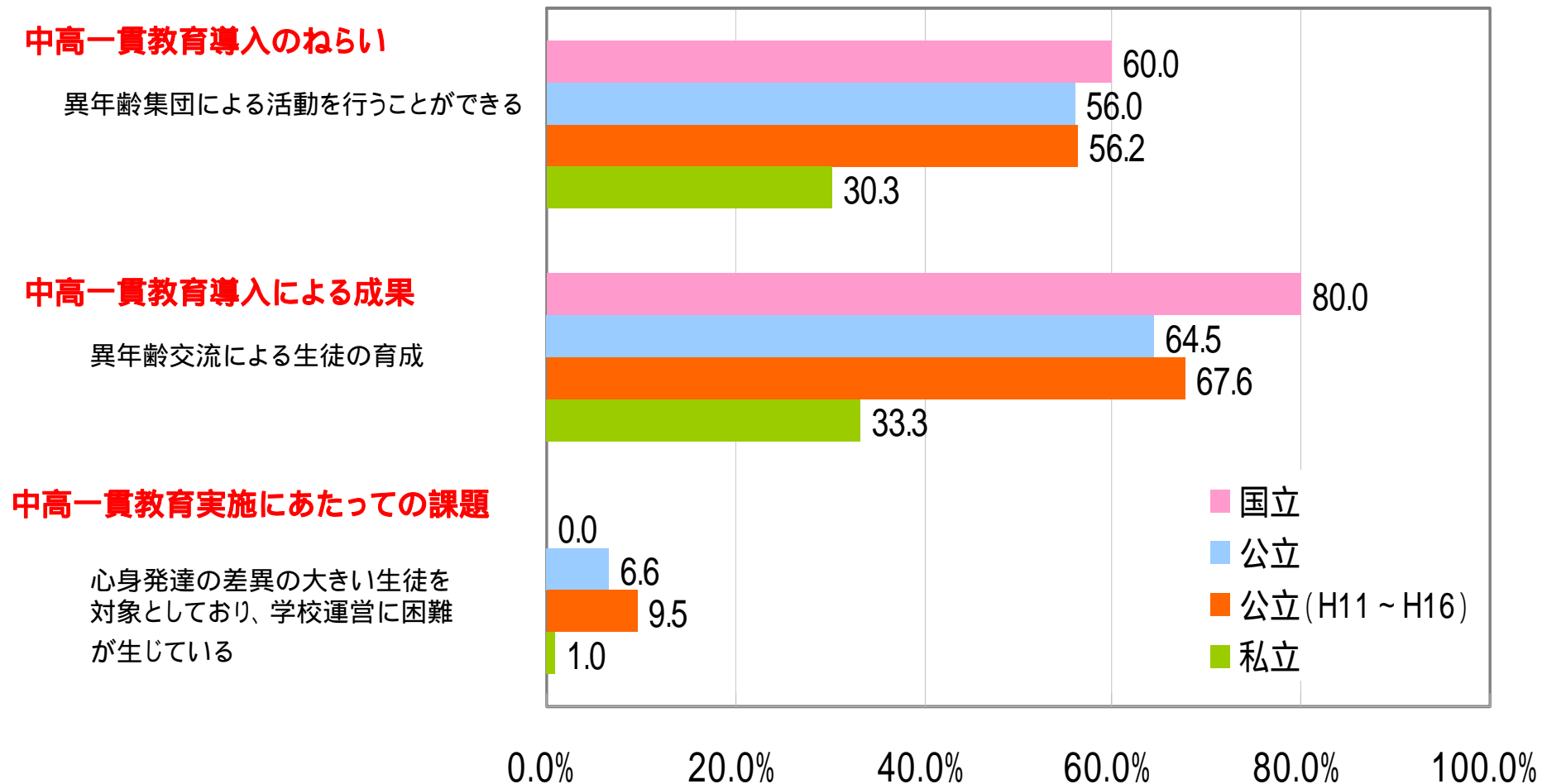


(4) 中高一貫教育実施にあたっての課題(私立)



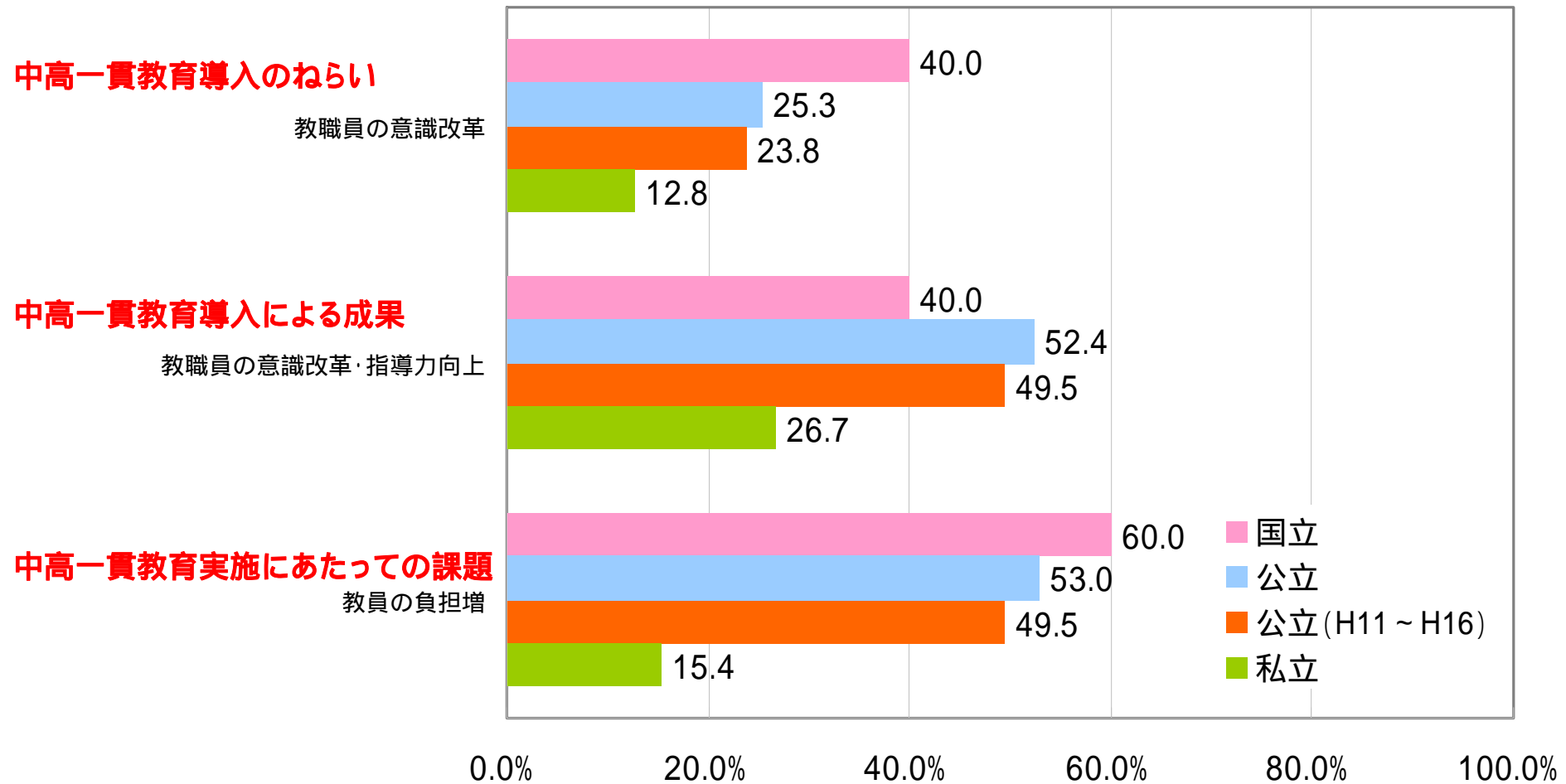
(5)クロス分析 (異年齢集団による活動)

中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとして上げていた学校よりも多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。



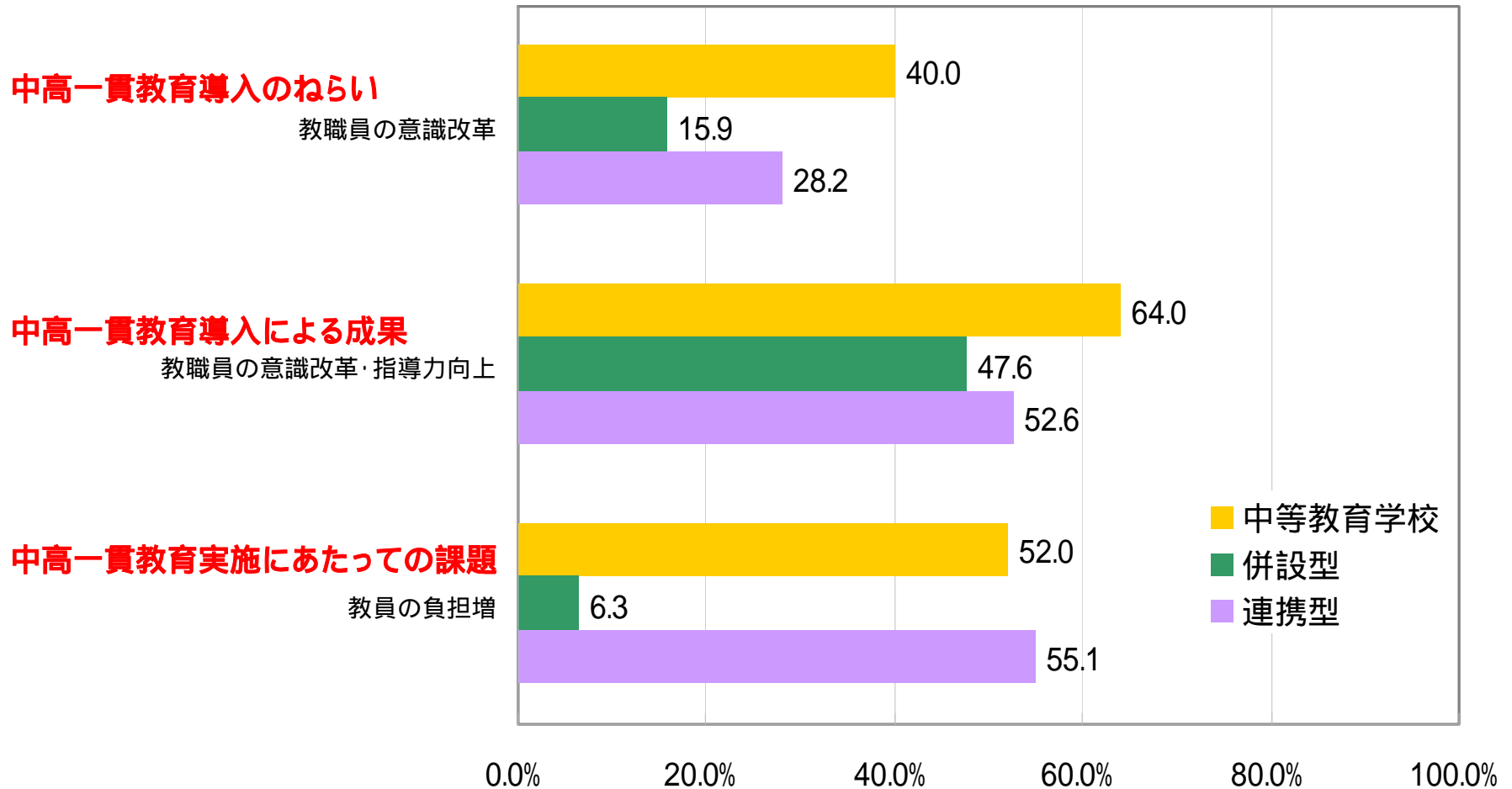
(5) クロス分析 (教員の意識改革・指導力の向上)

中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとして上げていた学校よりも多くの学校で教職員の意識改革・指導力の向上に成果があったとしているが、反面、特に国公立の学校では教員の負担増について、多くの学校が課題としている。



(5) クロス分析 (教員の意識改革・指導力の向上)

各形態とも成果を上げてはいるが、特に中等教育学校と連携型において、教員の負担増が著しい。中等教育学校においては、前期・後期課程双方の教材研究の必要性、連携型においては、連携校が遠距離にあり移動等に時間的余裕がない等の地域的理由などが一因と推察される。



中高一貫教育実施にあたって、課題と考えている事項の解決のための学校における具体的な取組内容

3. 心身発達の差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に困難が生じている

【中等】

特段の意見なし

【併設・連携】

スクールカウンセラーの配置・活用

中高合同公開授業を行い、校種間の相互理解を図る

5. 生徒の人間関係の固定化

【中等】

一学年の生徒数が少なく、人間関係がこじれると修復が困難。現状解決に至っていない。

【併設】

スクールカウンセラー等の活用や関係機関との連携

内進生と外進生の混合クラス編成、外進生の定員増などで対応

学級を超えた活動を多く取り入れる

異年齢の生徒集団での活動を多く取り入れる

【連携】

多様な体験・経験を積む機会を確保

部活動への全員参加

他校との交流、他地域の行事への参加

コミュニケーション能力の育成

(連携型の回答は、郡部、島嶼部等過疎傾向にある地域の学校からが主流)

6. 教職員の負担増

【中等】

- 校務分掌の中高一体化
- 二人担任制の導入
- 分掌の統合による業務の協働

【併設】

- 校務分掌の中高一体化
- 中高の教員の交流・情報交換による相互理解の促進
- 加配による人的措置
- 学校行事の精選

【連携】

- 連携入試問作に係る負担増のため高校生の指導が手薄になる
 - 一般入試の活用を検討
- 校内LAN等の整備による負担軽減
- ・連携校職員のメールアドレス公開による情報共有・打合せの利便向上
- ・サーバーの管理徹底によるデータ等の共有で資料作成の重複を回避
- 遠距離移動への対応
- ・職員の移動にバス等を借りる予算措置
- ・特定の曜日を設定した移動

【特徴】

教育活動の特色として「異年齢交流を重視」するとしている学校は、**国立**に多く、**公立**の学校は約半数。一方、**私立**では低位にとどまる。

国公立の過半数、**私立**の3割が、**異年齢集団**による活動を行うことをねらいとして中高一貫教育を導入し、いずれもそれを上回る学校数で、**異年齢集団**による生徒の育成に成果があったとしている。一方、**心身発達の差異**の大きい生徒を対象としており、**学校運営に困難が生じている**とする学校はごく少数にとどまる。

生徒の人間関係の固定化を課題として挙げる学校は、**国公私**ともに3割弱。

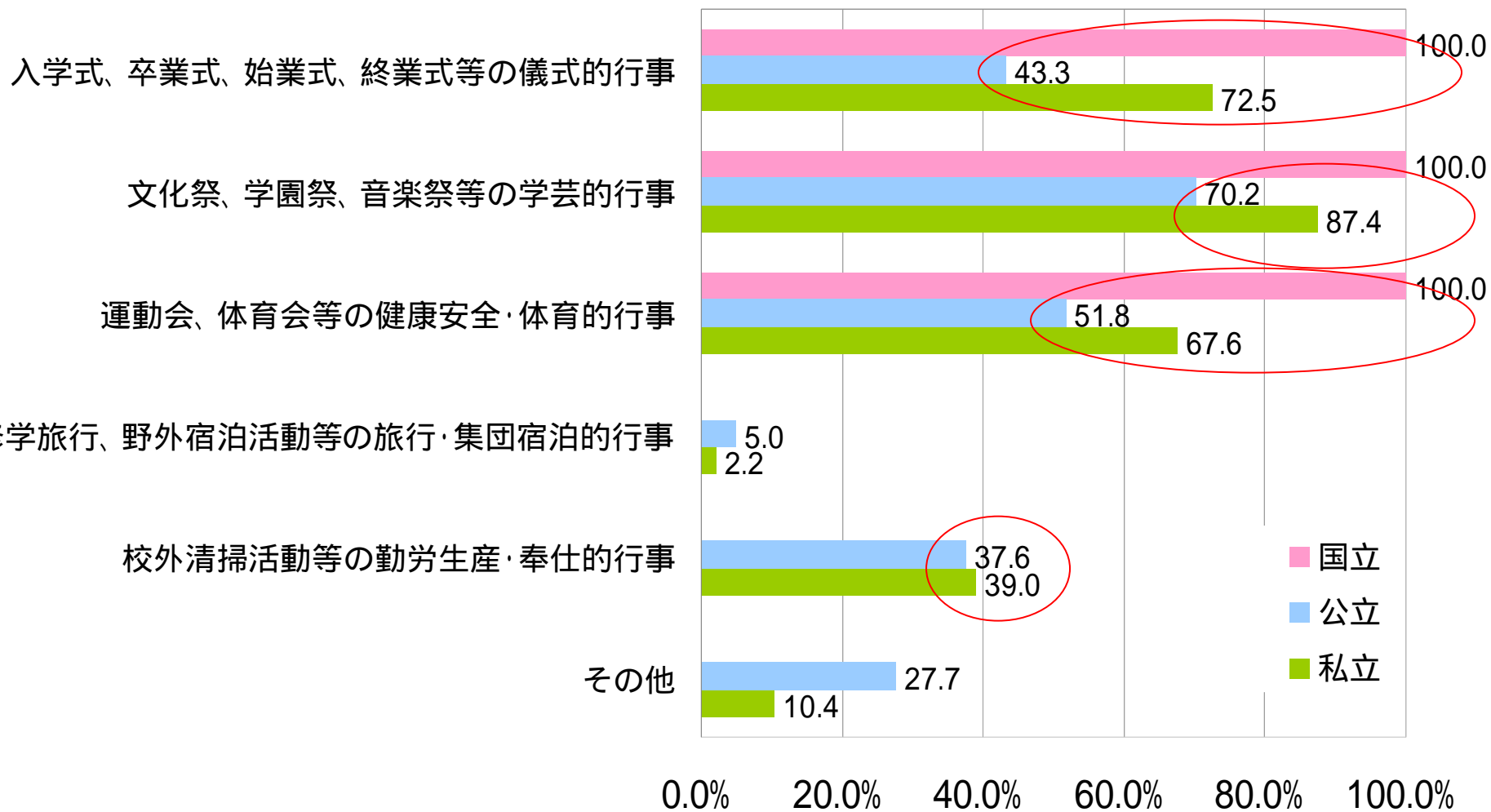
教職員の意識という点では、中高一貫教育導入のねらいとする学校は必ずしも多くないが、**公立**を筆頭に、それを上回る学校数で、**教職員の意識改革・指導力の向上**に成果があったとしている。一方、特に**国公立**の学校では、**教員の負担増**について多くの学校が課題としている。

心身発達の差異や**人間関係の固定化**に対する取組としては、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われている。

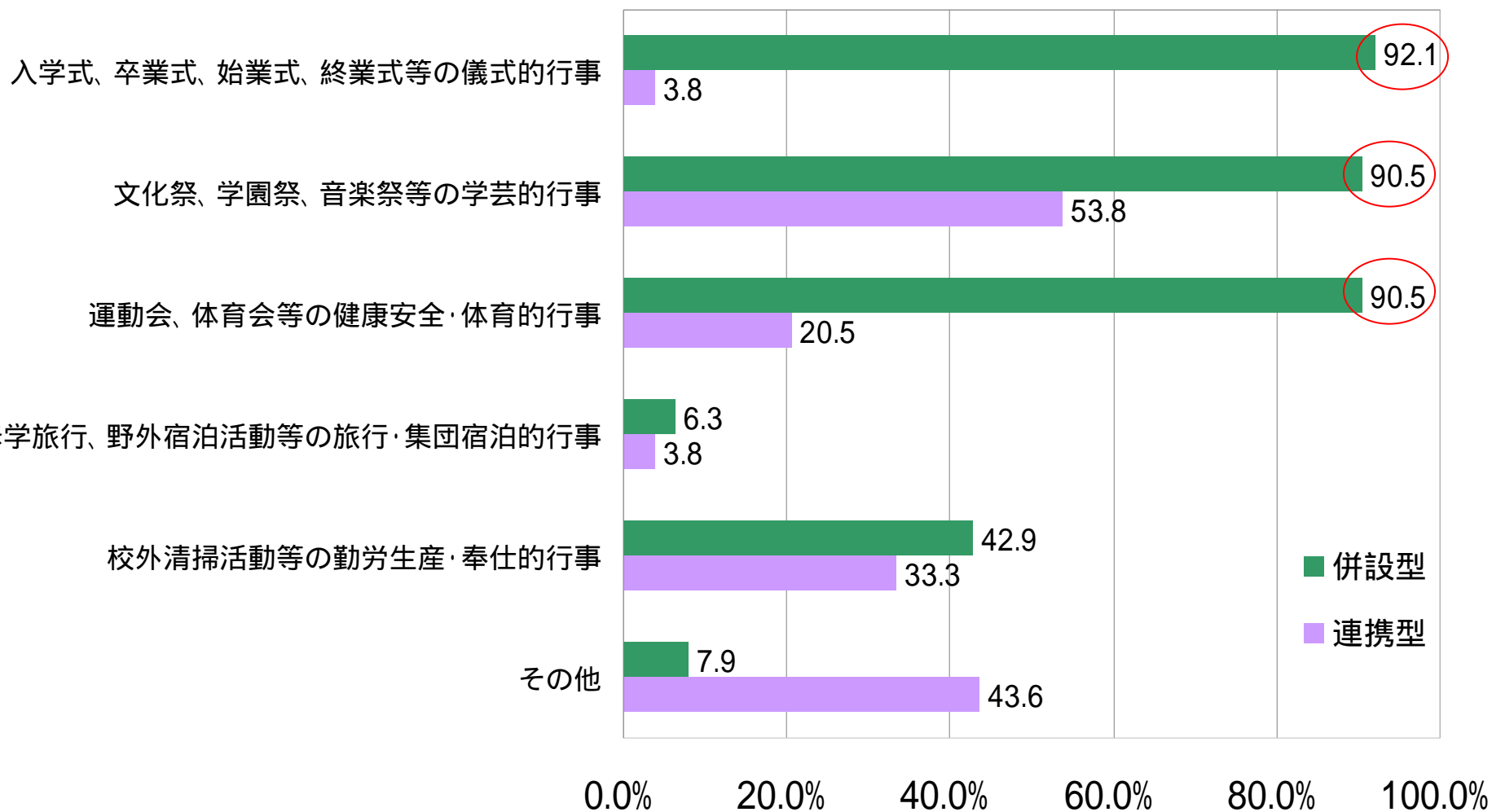
教職員の負担増に対する取組としては、分掌の統合、二人担任制の導入、教員の交流・情報共有などが行われているほか、中学校と高校が物理的に離れている連携型の場合は、職員の移動などの点で対応がとられている。

3. 教育活動の状況

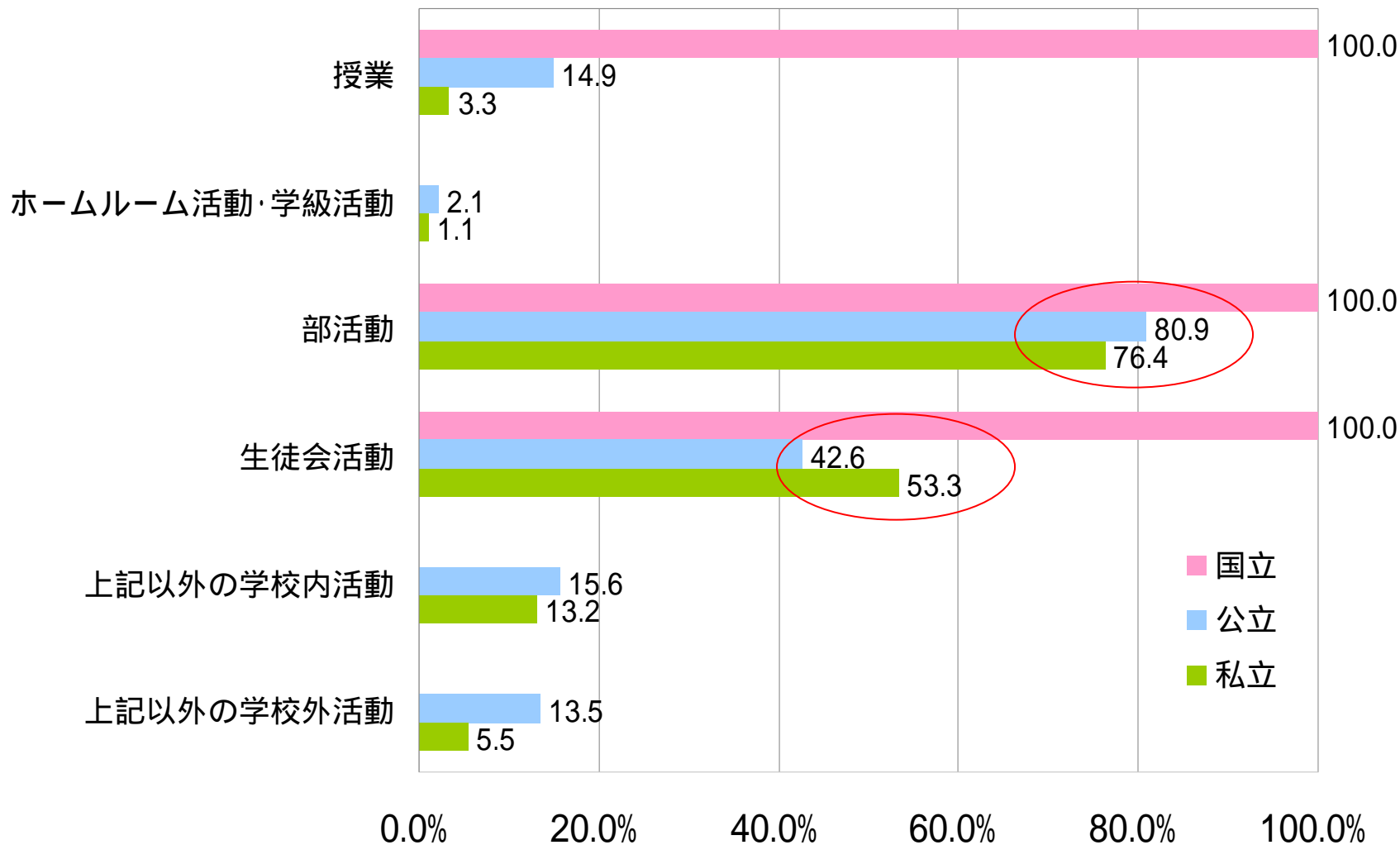
(4) 学校行事について中学校と高等学校が合同で実施した項目 (国公私別)



(4) 学校行事について中学校と高等学校が合同で実施した項目 (公立)



(5) 中学校、高等学校の生徒が合同で行う活動（国公私別）



【特徴】

学校行事については、すべての**国立**に加え、多くの**私立**で、**入学式、卒業式、始業式、終業式等の儀式的行事、文化祭、学園祭、音楽祭等の学芸的行事、運動会、体育会等の健康安全・体育的行事**を中高合同で行っている。

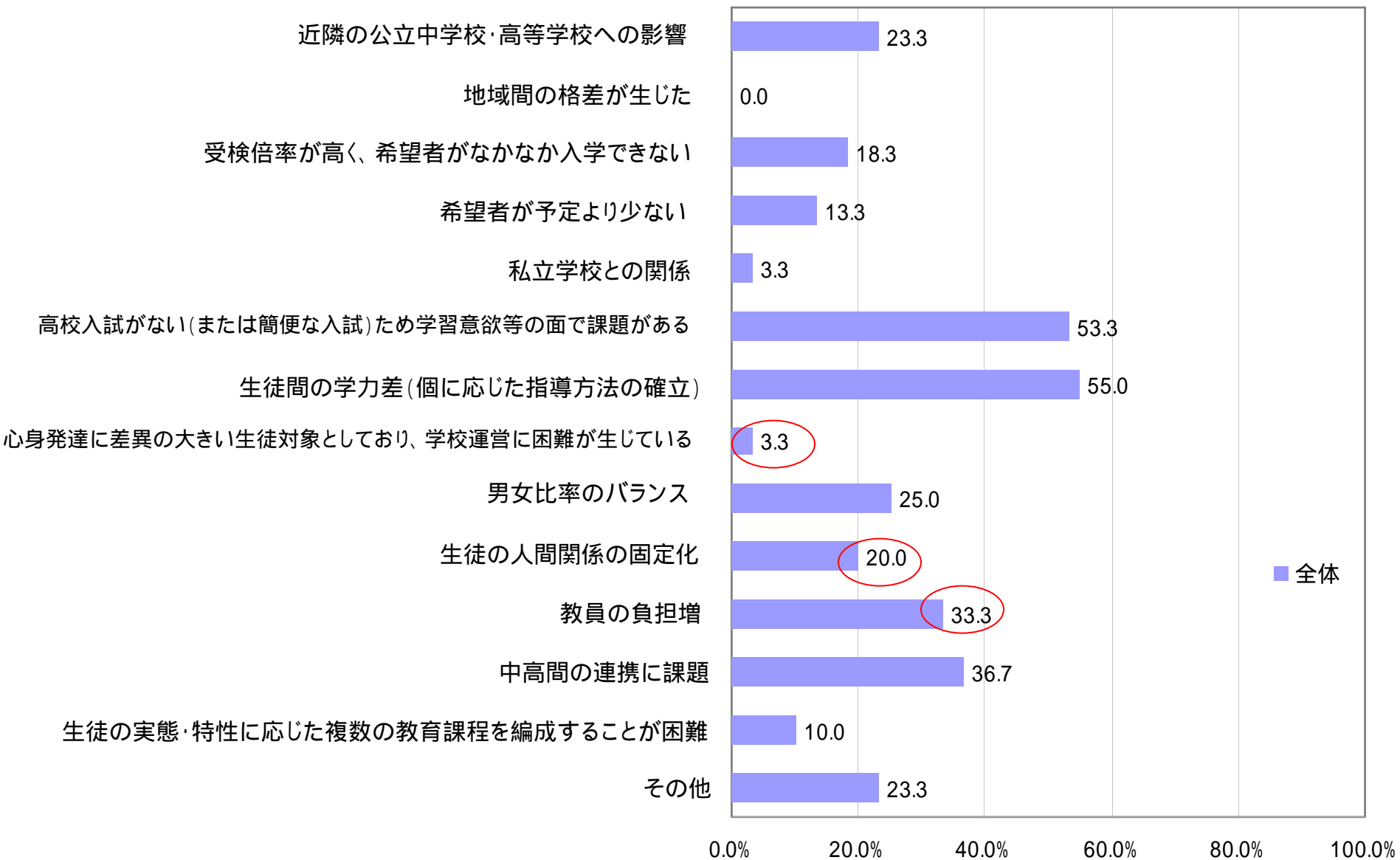
公立においては、9割超の併設型の学校において、上記のいずれについても中高合同で行われている。一方、連携型においては、項目により大きな差が見られる。

校外清掃活動等の勤労生産・奉仕的行事については、**公立・私立**の4割弱の学校において、中高合同で行っている。

学校行事以外の活動については、**部活動や生徒会活動**を中高の生徒が合同で行っていると**する学校が比較的**多い。

5. 教育委員会からの回答

(3) 中高一貫教育校を設置したことに伴う課題



【特徴】

公立の中高一貫教育校の設置者である教育委員会においても、3割程度の教育委員会が、教員の負担増を課題として挙げている。一方、生徒の人間関係の固定化を挙げる教育委員会は2割、心身発達に差異の大きい生徒を対象としており、学校運営に困難が生じているとする教育委員会はごく少数。

中高一貫教育校に対する教職員の加配状況等

中高一貫教育校に対する教職員の加配状況等に関する調査結果

【調査対象】

中高一貫教育校を置く都道府県教育委員会及び市区町教育委員会

【調査時期】

平成23年1月～2月(平成22年度における各都道府県独自の教職員加配状況等について回答)

【調査結果(各都道府県教育委員会の回答)】

1. 各都道府県独自の教職員の加配状況について

中高一貫教育校を設置している44都道府県のうち、19都府県において、教職員(非常勤を含む。)の加配を行っているとの回答があった。設置形態毎の教職員の加配の状況は以下のとおり。

【中等教育学校】

中等教育学校を設置している12都道府県のうち、5都府県において教職員の加配を実施。(全28校中、10校(約36%)において加配)

10校のうち、中学段階・高校段階それぞれでの加配が2校、中学段階での加配が8校。

10校全体で、教員は40名(1校あたり平均4名)、その他の職員は8名(1校あたり平均0.8人)加配。

【併設型】

併設型中高一貫教育校を設置している32都府県のうち、10都府県において教職員の加配を実施。(全68校中、17校(25%)において加配)

17校のうち、中学校・高校それぞれでの加配が7校、中学校での加配が4校、高校での加配が6校。

17校全体で、教員は31名(1校あたり平均1.8名)、その他の職員は9名(1校あたり平均0.5名)加配。

【連携型】

連携型中高一貫教育校を設置している34都道府県のうち、10府県において教職員の加配を実施。(全80校中、21校(約29%)において加配)

21校のうち、中学校・高校それぞれでの加配が9校、高校での加配が12校。

21校全体で、教員は53名(1校あたり平均2.5名)加配。その他の職員は該当なし。

2. 教職員の加配にあたっての基準

中高一貫教育校であり、かつ高等学校の教員が中学校に出向き、TTや習熟度別指導を実施している学校に対し、必要となる教員数を加配。

中高一貫教育校であり、かつ、教員の兼務等による連携の取組を行っている学校に対し、教員を加配。

中等教育学校のすべてに、中1ギャップ対応のため、非常勤講師を1校につき4名ずつ加配。

連携型中高一貫校についてはすべて教員1名を加配。

中等教育学校が全寮制の学校のため、寮生徒に対する学習面や生活面におけるきめ細やかな寮教育の取組を行うこと、かつ、中高一貫教育校のため少人数指導の取組を行うこと等を目的として教員を加配。 等

3. 教職員定数の算定上の中高一貫教育校に対する特別な人的配置について

中高一貫教育に関わる高等学校に対し、国の定数を使い配置数を多くしている。

連携型の中高一貫教育校においては、同規模の高校の教職員定数よりも1名加算している。

習熟度等の少人数授業等の取組を行っている学校に対して、他の学校と同じ規模であっても、教職員定数算定上特別な取扱をしている。

校種間の乗り入れ授業の取組を行っている学校に対して、乗り入れ状況に応じて教職員定数の算定上特別な取扱をしている。

他の中学校や高校と比較して、同じ規模であっても、寮教育を行っていること、少人数指導の取組をおこなっていること等により教職員定数上特別な取扱をしている。

併設型の中学校に他の同規模校の中学校より1名教員を多く配置している。 等

4. その他、中高一貫教育校に関する人事上の配慮事項等について

中学校、高校両方の教員免許を持った者を配置するよう配慮している。

中高一貫教育重点校として県教育委員会が指定し、教員の公募制度を実施している。

中高一貫教育校へ配置する教員を対象に中高一貫教育校教員養成研修を実施している。

連携型中高一貫教育校については、人事異動による教員の相互交流を行っている。

連携する高校と中学校の間で、一定数の教員に対し、兼務発令を行っている。 等

【調査結果(各市区町の回答)】

1. 各市区村県独自の教職員の加配状況について

中高一貫教育校を設置している16市区町のうち、4市において、教職員(非常勤を含む。)の加配を行っているとの回答があった。

(中等教育学校1校において、高校段階での加配が3名。併設型中高一貫校3校において、高校段階での加配が37名(中高一貫校以外の事由での加配を含む。))

2. 教職員の加配にあたっての基準

授業を少人数展開で行うため、教員を加配している。

中高一貫校として、学校設定教科「コミュニケーション」の授業、中高教員が相互に乗り入れる授業、習熟度別や進路希望別などの少人数編制による授業などの特色ある取組を行うことに対し、教員の加配を措置している。

3. 教職員定数の算定上の中高一貫教育校に対する特別な人的配置について

中高一貫推進室長を置き、中学・高校間の連携に係る仕事を行っている。等

4. その他、中高一貫教育校に関する人事上の配慮事項等について

前期課程においても、県教育委員会に依頼し、高等学校の教員を一定数配置するように配慮している。等